

令和4年

第1回志賀町議会定例会

会 議 録

志賀町議会

## 令和4年第1回志賀町議会定例会会議録

令和4年3月1日、第1回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝					
副	町	長	庄	田	義	則			
教	育	長	間	嶋	正	剛			
参		与	新	田	辰	巳			
総	務	課	長	濱	村	大			
富	来	支	所	長	関	田	勝	行	
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄
情	報	推	進	課	長	今	村	浩	一
税	務	課	長	中	田	龍	一		
住	民	課	長	西		清	孝		

健康福祉課長	村 井 直
環境安全課長	宮 下 隆
商工観光課長	荒 川 仁
農林水産課長	大 谷 清 樹
まち整備課長	吉 村 満
富来病院事務長	藤 井 専
会計管理者(会計課長)	平 井 清
学校教育課長	徳 楽 仁
生涯学習課長	大 畑 喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出 崎 茂 男
議会事務局参事	徳 田 敦 史
議会事務局主幹	坂 上 大 輔

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 町長提出 承認第 1 号及び議案第 1 号ないし第 29 号 (提案理由説明)

---

( 開 会 ・ 開 議 )

**南正紀議長** ただ今の出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和4年第1回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

**南正紀議長** 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、6番 寺井強君、7番 堂下健一君を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

**南正紀議長** 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの18日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南正紀議長** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの18日間と決定しました。

---

## 日程第3 諸般の報告

**南正紀議長** 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

---

## 日程第4 町長提出 承認第1号及び議案第1号ないし第29号(提案理由説明)

**南正紀議長** 次に、本日町長から提出のありました、承認第1号及び議案第1号ないし第29号を一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

**小泉勝町長** 議長。

**南正紀議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 令和4年第1回志賀町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、はじめに、新型コロナウイルス感染症の状況についてであります。

先の12月定例会提案理由説明で、全国的に感染者数が減少傾向にあると申し上げましたが、その後、変異株のオミクロン株による感染が急拡大し、2月初旬には、全国で1日の新規陽性者が10万人を超え、病床使用率も50パーセントを超えるなどの状況となりました。

本県においても同様に、感染の急拡大により、1月27日から、まん延防止等重点措置の適用地域となり、社会経済活動の一部自粛が要請されました。当初は、

2月20日までの適用期限でありましたが、感染状況が落ち着かないことから、3月6日まで期限が延長されております。

本町においても感染者が急増し、これまでに99人の感染が発表されていますが、オミクロン株は感染力が強く、また、若年層の感染が多くなっており、学校や保育所でも感染が報告されています。

町では、教職員や保育士等の感染対策はもとより、保護者に対しても、さらなる注意喚起を行い、感染拡大の防止に努めていきます。

感染力が強いオミクロン株であっても、感染の拡大防止には、マスク、消毒、3密の回避などが有効であり、町民の皆様には引き続き、基本的な感染防止対策をお願いいたします。

次に、新型コロナワクチン接種についてであります。

感染予防や重症化を防ぐにはワクチン接種が効果的であり、昨年3月から開始した1回目・2回目の接種では、全体の接種率が90.4パーセントとなり、12月に一旦終了しました。

その後も接種を希望する人がいることから、本年1月から志賀クリニックにおいて接種を行っているところであります。

3回目の接種については、12月に医療従事者から開始し、前回、優先接種の対象とした高齢者施設の入所者等には、1月17日から巡回接種を開始し、終了しております。

施設入所者以外の高齢者については、2月6日から集団接種を、21日から医療機関での個別接種を開始しており、これに併せて、介護訪問系事業所や学校関係者、保育士などの、いわゆるエッセンシャルワーカーの接種を行っています。さらに、今月12日からは、一般の方々の集団接種を開始することとし、順次、接種券を送付することとしております。

そのほか、効率的な接種を進めるため、前回同様に能登中核工業団地と石川サンケンにおいて、巡回接種を行う予定としており、現在、最終調整を行っているところであります。

全体の3回目の接種計画では、5月1日を集団接種の最終日としており、以降は個別接種での対応を考えております。

町としましては、少しでも早く3回目の接種を行えるよう、計画の前倒しを進

めているところであり、町民の皆様には接種券が届いた際には、早急に接種いただくようお願いをいたします。

なお、厚生労働省は1月21日に、5歳から11歳までの子どもを対象にワクチン接種を承認しました。

本町では、今月17日から4月21日までの木曜日・土曜日のいずれも午後、1回目・2回目の接種を行う予定で、対象児童の保護者あてに接種券を送付する準備を進めております。

次に、あつたか灯油購入助成事業についてであります。

これは、原油価格の高騰による生活への影響を踏まえ、低所得者世帯への負担を軽減するため、灯油の購入に対し、1世帯あたり、上限5,000円を助成しているもので、2月28日現在の申請件数は、608件、率にして55パーセントとなっております。

助成の対象となっている世帯には、申請書を送付し、周知を図っているところではありますが、申請期限が今月7日までとなっておりますので、早めの申請をお願いいたします。

次に、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業についてであります。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得者世帯等の生活を支援するため、1世帯あたり10万円を給付するもので、本年1月17日付けで専決処分したものであります。

申請件数は、2月28日現在で、1,418件、率にして70.1パーセントとなっており、こちらも5月10日が申請期限となっておりますので、早めの申請をお願いいたします。

次に、米価の下落対策についてであります。

近年の食生活の多様化や少子高齢化を背景に、米の消費が長期的に減少している中、コロナ禍による外出需要やインバウンドの減少などにより、主食用米において、販売不振に拍車がかかり、令和3年産米の価格が大幅に下落しております。本町においても同様であり、米生産農家の経営意欲の低下が懸念されます。

このため、町では、米価下落対策として米農家に対して助成を行うこととし、志賀農協でも、農協へ出荷する農家に対し、町の助成額に上乗せする形で支援を行ってまいります。

なお、本案件については、今定例会の補正予算に必要経費を計上しておりますので、ご審議をお願いするものであります。

続きまして、令和4年度の当初予算について、その概要をご説明いたします。はじめに、国の令和4年度地方財政計画におきましては、社会保障関係経費の増加が見込まれる中、地方公共団体が、行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会におけるデジタル化の推進や消防・防災力の一層の強化など、重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額において、令和3年度を上回る額が確保されたところであります。

このような中、本町においては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、また、厳しい財政状況下において、令和4年度の予算編成に当たっては、全ての事務事業について、歳出の抑制に取り組むとともに、補助金等の財源確保と厳格な優先順位付けによる事業の選択と集中の考えのもと予算を編成いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用や、国の令和3年度補正予算を踏まえ、事業の前倒しを図るなど、優先順位を考慮しながら、限られた財源の中で、メリハリを付けた予算編成に努めたところであります。

まず、令和4年度の歳入であります。自主財源の根幹をなす町税収入については、固定資産税において大規模償却資産にかかる減額はあったものの、コロナ軽減特例措置の終了といった要因により、全体で約1,800万円程度の減収に留まりました。

地方交付税については、地方財政計画における一般財源の確保と前年度の実績ベースを勘案し、対前年度3億4,600万円増の30億円を見込んでおります。

また、収入不足を地方債の発行により補填する臨時財政対策債については、地方財政計画の伸び率や町の将来負担を考慮し、発行額を対前年度4億円減の、2億円計上いたしました。

以上のことから、一般財源総額としては、地方交付税などの増収はあったものの、臨時財政対策債の発行抑制により、令和3年度当初予算をやや下回る水準になっております。

一方、歳出では、ワクチン接種をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策を引き続き重点的に行っていくほか、志賀町野球場の全面的な改修、旧志加浦小

学校の校舎棟解体及び体育館の改修といった投資的経費に加え、ウィズコロナを見据え、デジタル化の推進、新たな行政ニーズへの対応をはじめ、昨年のタウンミーティングにおいて要望のあった各種事業についても、積極的に予算措置したところであります。

この結果、令和4年度の予算規模は、一般会計で対前年度5億円減の122億7千万円、特別会計及び企業会計を合わせた予算総額は、すばる幼稚園の改築事業補助金の終了やケーブルテレビ事業特別会計の廃止などを主な要因として、対前年10億6,294万4,000円減の234億1,575万8,000円となっております。

以降、新年度予算における主な施策について、順次ご説明いたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を優先事項として、3回目のワクチン接種を迅速かつ円滑に実施するとともに、感染予防の啓発や公共施設における感染防止対策を強化し、町民の安全・安心な生活の確保に全力で取り組んでいきます。

また、町民への支援事業として、新生児に対し、1人あたり10万円を支給する新生児応援特別給付金事業や、コロナ禍において、町外で頑張っている本町出身の学生を支援するために、志賀産米を贈るふるさと志賀産米学生応援事業などを継続して実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症の収束は、現段階では見通せない状況ではありますが、今後、あらゆる事態にも速やかに対応できるよう、国、県の動向を注視し、補正予算も含め、適時、適切な対策を展開してまいります。

次に、観光振興による交流人口の拡大についてであります。

町では、増穂浦海岸が国内有数の小貝の名所であることを発信するため、現在、富来支所内にあるさくら貝展示室を道の駅とぎ海街道へ移設いたします。

併せて、築34年が経過し、老朽化した当該施設の物産販売コーナーや飲食コーナーを改修し、快適で気軽に立ち寄れる観光交流スポットとしての魅力と機能を向上させ、誘客促進を図ってまいります。

とぎ道の駅周辺エリアについては、町の重要な観光拠点として、再開発の可能性について検討を進めているところであり、今定例会の補正予算に調査費を計上しておりますので、ご審議をお願いするものであります。

また、志賀町の魅力を広く知ってもらうため、羽咋市千里浜をゴールとするオートバイイベントSSTRの参加者を対象として、本町の景勝地や豊富な食の魅力をSNS等で全国に発信してもらえるような仕掛けづくりを行い、交流人口の拡大や特産品の販売促進を図っていきます。

そのほか、地域交流型合宿等助成金交付事業については、本町に宿泊して、町内のスポーツ施設を利用する方だけではなく、町外のスポーツ施設を利用した方についても助成を行うこととしました。

さらに、誘客促進レンタカー利用者宿泊助成金交付事業についても、現在、石川県と富山県のレンタカー協会加盟店の利用者のみを宿泊費の助成対象としておりますが、その対象を全国のレンタカー協会加盟店に広げることで、さらなる交流人口の拡大を図っていきます。

次に、企業誘致の推進についてであります。

昨年11月に西山台地内に進出表明し、現在、工事を進めている大洋農産加工株式会社の農産物加工工場については、本年秋の稼働に向け、順調に建設が進められております。

また、能登中核工業団地の株式会社ハイレゾでは、業務の拡大に伴い、第2データセンターの建設、上田鍍金株式会社では、工場の増設にそれぞれ着手しており、この春の事業開始を目指しております。

町としては、今後とも能登中核工業団地の新区画への誘致や既存企業へのサポートなどを推進し、雇用の拡大に努め、地元経済の活性化に繋げていきます。

次に、若者の移住定住の促進についてであります。

本町における移住定住施策については、住まいづくり奨励金や、ふるさと就業促進奨励金などにより、本町への移住・定住促進を図ってきたところであり、一定の成果を上げてきました。

これらは、県内でもトップクラスの手厚い助成制度となっており、新年度も引き続き、所要額を計上して、町外へのさらなる周知を図っていきます。

また、定住促進住宅地みらいとうぶが昨年5月に完売したことから、9月の定例会において、みらいとうぶ周辺に新たな分譲地を求めるための補正予算をお認めいただき、地権者との交渉を行い、今般、候補地の選定に目処が立ったところであり、

用地取得後、設計、開発行為の申請など、事業を進めていくこととなりますが、議会の皆様には、今会期中にその概要を説明させていただきます。

また、今後の進捗状況に応じて、新年度に改めて、造成費などの補正予算を計上させていただきたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、子育てサポートの充実についてであります。

国では、少子化や児童虐待、不登校、いじめなど、子どもに関する取組を強化し、健やかな成長を社会全体で後押しするため、令和5年度から子ども家庭庁を設置することになりました。

このような国の動きを見据え、本町においても、令和4年度から住民課の子育て部門と健康福祉課の母子保健部門を統合し、子ども子育てに関する対応を、ワンストップで行うことができるよう、新たに子育て支援課を設置することとしております。

新年度における主な施策については、子どもと家庭及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行う子ども家庭総合支援拠点事業をはじめ、いしかわプレ妊活健診助成事業、子ども発達相談事業など、妊娠、出産、子育てを切れ目なく支援することにより、更なる子育て環境の充実を図っていきたいと考えております。

次に、デジタル化の推進についてであります。

コロナ禍により、我が国は、世界の先進国と比べ、官民のデジタル化の遅れが顕在化したことで、国では、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針により、昨年9月にデジタル庁を設置しました。

このようなことから、本町においても、デジタル化を推進するため、現在の情報推進課をデジタル情報課に名称を改め、オンラインによる行政手続きや行政サービスの利用、AI技術などの活用によるサービス向上・業務の効率化などを柱に、新しい行政サービスのあり方を目指していきます。

新年度における主な施策についてですが、本町におけるマイナンバーカードの交付率は、本年2月1日現在で、38.3パーセントと、県内でも2番目に低い状況になっております。

マイナンバーカードは、既に健康保険証としても利用できるようになっており、今後、運転免許証にも利用が拡大されるなど、行政手続きをはじめとして、さま

さまざまな用途で利用が可能となっていくことが想定され、今後のデジタル社会の基礎となる重要なアイテムであります。

このことから、新年度においては、新規のカード取得者及び既にカードを持っている方に対し、1人あたり5,000円を支給するマイナンバーカード普及促進事業を実施することとし、本町における交付率の向上を図っていきます。

次に、公金納付のキャッシュレス化についてであります。

現在、本町が取組む第4次集中改革プランに基づき、公金の多様な納付方法を提供するため、公金納付のキャッシュレス化を図っております。

新年度においては、本庁や支所窓口での住民票や印鑑証明などの発行手数料について、クレジットカード、電子マネー、QRコード決済が利用出来るようになります。

税金や保育料、介護保険料などについても、手数料がかかりますが、スマートフォンを利用したクレジットカード納付が可能となります。

併せて、ネットバンキングやATMからの直接納付が可能となる納付サービスも導入します。

そのほか、税金については、令和5年度からスマートフォンのQRコード決済ができる地方税共通納税システムを導入する予定で、基幹税務システムの改修を計画しております。

これらについては、今後、本町が取組む行政事務のデジタル化の一環として推進するものであり、今後も、住民の利便性の向上や行政事務の効率化を図ってきたいと考えております。

なお、子育て支援課の設置、情報推進課からデジタル情報課への課名変更については、今定例会で志賀町課制条例の一部を改正する条例を提出しておりますので、当初予算と併せ、ご審議をお願いするものであります。

次に、良質な生活基盤の充実についてであります。

本町の空き家対策については、地域における空き家問題の解消や移住・定住の促進策として、空き家バンク登録制度を設け、空き家の有効活用に繋げてきたところであります。

現在、空き家バンクに登録している物件は55件となっており、賃貸や売買契約に至った物件は33件で、空き家の有効活用に繋がっております。

また、そのうち12件は、町外からの転入者であり、移住・定住の促進に関して、一定の成果を上げているものと考えております。

しかしながら、近年、適正に維持管理されていない空き家等が増加しており、そのままの状態では放置されると、倒壊の危険性、公衆衛生や景観の悪化など、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことから、その対策が必要となっております。

この問題は、昨年のタウンミーティングでも要望や質問事項として挙がっており、町としても、喫緊の課題として検討を進めてきました。

新年度においては、空き家問題の解決策の一つとして、倒壊の恐れがある危険な空き家等であると町が認定した場合、補助率2分の1、上限を50万円として、取壊し費用の一部を助成し、町民の安全・安心な生活環境の保全を図っていきたいと考えております。

次に、防災体制の充実についてであります。

地域防災の中核を担う本町の消防団については、少子高齢化や就業構造の変化などの要因により、その団員数は年々減少しております。

このままでは、地域防災力が低下し、ひいては町民の生命・身体・財産の保護に支障を来すという、これまで以上に強い危機感のもと、機能別消防団員や女性消防団員の入団など、消防団員の維持、確保に向け、さまざまな対策を講じてきたところであります。

新年度においては、昨年6月定例会の提案理由で申し上げましたとおり、団員の報酬を1人あたり階級に応じ、最大年額1万1,500円引き上げるなどの処遇改善により、団員の確保と消防団活動の魅力アップを図り、地域防災力の向上につなげていきたいと考えております。

また、町民の着実な避難行動に繋げるための地域防災訓練や防災知識の普及啓発を目的とした講演会を開催し、防災に対する意識の向上を図っていきます。

そのほか、豪雨災害を未然に防止するため、緊急性の高い河川における堆積土砂の除去や支障木の伐採を継続して実施してまいります。

さらに、道路メンテナンス事業により、町内264か所の橋梁、4か所のトンネルなど、道路構造物の老朽化に対応していくため、長寿命化修繕計画を策定し、計画的に整備していくことで、災害に対応した道路網の安全性、信頼性を確保してまいります。

今後とも、地域と行政が連携した防災体制の構築に努めるとともに、ハード・ソフト両面において災害に強いまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。

次に、特別会計及び事業会計の主な施策についてであります。

国民健康保険及び後期高齢者医療、介護保険特別会計においては、引き続き、適切な医療給付や介護サービスの提供を行っていくとともに、診療所事業特別会計においては、志賀クリニックを改修し、施設の長寿命化と利便性の向上に繋げていきます。

富来病院事業会計では、老朽化したX線CT装置システムを更新し、医療体制のさらなる充実を図っていきます。

水道及び下水道事業会計では、将来にわたってサービスを持続的かつ、安定的に提供していくため、水道の老朽管更新や配水池等の耐震化を着実に進めていくとともに、下水道処理施設の統廃合により経営の合理化を図っていきます。

以上、新年度予算案における主な施策を申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、住民生活に直結する施策を積極的に推進し、住民福祉の向上を目指した事業を展開していきます。

そして、何よりも町民の皆様が安心して幸せに暮らし、将来に希望が持てる能登ナンバーワンのまちづくりを目指して、全力で取り組んでいきますので、議員各位におかれましては、今後とも、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、その大要をご説明いたします。

案件は、一般会計の補正予算にかかる専決処分の承認が1件、令和3年度の各会計の補正予算をはじめ、条例の制定、一部改正及び廃止、令和4年度各会計の当初予算の議案が29件の合わせて30件であります。

承認第1号 専決処分の承認については、令和3年度志賀町一般会計補正予算（第7号）を本年1月17日付けで専決処分しましたので、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

この専決は、国の補正予算を受け、コロナ禍においてさまざまな困難に直面している住民税非課税世帯の生活、暮らしを支援するため、1世帯あたり10万円を現金給付する住民税非課税世帯臨時特別給付金事業の経費のほか、参議院議員補

欠選挙費、徳田川の護岸崩落による道路河川災害復旧事業に係る所要額を補正したものであります。

続いて、議案第1号から議案第8号までは、令和3年度の各会計の補正予算であります。

議案第1号 令和3年度志賀町一般会計補正予算（第8号）については、歳入では、国の補正予算に伴う国庫補助金や補正予算債、追加交付による地方消費税交付金、普通交付税を増額する一方で、事業費の確定見込みによる国補助金等の減額を主とし、歳出では、国の補正予算に伴う県営ほ場整備事業や担い手確保・経営強化支援事業のほか、原油価格の高騰による燃料費影響額に対する指定管理料や、除雪経費を見込み予備費を増額する一方で、各事業の精算見込みによる事業費の減額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第2号から議案第6号まで、並びに議案第8号については、令和3年度の各特別会計及び事業会計の補正予算であり、いずれも事業の確定及び精算見込みにより、所要額を補正するものであります。

議案第7号 令和3年度志賀町下水道事業会計補正予算（第2号）については、国の補正予算に伴い建設改良事業を追加するものであり、資本的収入では、国県補助金及び企業債を増額し、資本的支出では、建設改良費を増額するため、所要額を補正するものであります。

議案第9号から議案第21号までは、条例の制定、一部改正及び廃止についてであります。

議案第9号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例については、行政手続等における書面規制、押印、対面規制の見直しの実施に伴い、関係する条例に所要の改正を行うものであります。

議案第10号 志賀町課制条例の一部を改正する条例については、新年度からの行政組織の改編に伴い、課の新設及び課名変更を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第11号 志賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備措置等が任命権者等へ義務付けされたことを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

議案第12号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第13号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、いずれも人事院勧告に準じ、特別職の国家公務員の特別給が改定されること及び昨年12月期における期末手当の改定を先送りしたことを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

議案第14号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例及び志賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に準じ、一般職の国家公務員の特別給が改定されること及び昨年12月期における期末手当の改定を先送りしたことを踏まえ、一般職の給与条例及び同条例を引用している会計年度任用職員の給与等の条例に所要の改正を行うものであります。

議案第15号 志賀町体育施設条例の一部を改正する条例については、旧加茂小学校及び旧西浦小学校の既存体育館の生涯学習課への所管替えと健民ホッケー場の夜間照明撤去に伴う利用時間等の変更を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第16号 志賀町保育所条例の一部を改正する条例については、今年度末をもって土田保育園を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第17号 志賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、厚生労働省令の一部改正に伴い、人員配置の緩和要件や支援員養成研修への参加資格などについて、所要の改正を行うものであります。

議案第18号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴い、未就学児の均等割の減額及び基礎課税額に係る課税限度額の見直しなどを行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第19号 志賀町公共下水道の構造及び終末処理場の維持管理等の基準に関する条例の一部を改正する条例については、下水道法施行令の一部改正に伴い、都市下水路の維持管理に新たな基準が設けられたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第20号 志賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、国の消防団員の報酬等の基準の策定等についての通

知により、消防団員の年額報酬及び出動報酬の基準が定められたことを踏まえ、消防団員の処遇改善を図るため、報酬の引き上げ等、所要の改正を行うものであります。

議案第21号 志賀町ケーブルテレビ施設条例を廃止する条例については、新年度からケーブルテレビネットワーク施設を金沢ケーブル株式会社へ譲渡することに伴い、当該条例を廃止するものであります。

議案第22号から議案第29号までは、一般会計ほか7会計の令和4年度の当初予算についてであります。

予算の内容については、説明を省略させていただきますが、細部につきましては、別途、予算審議の場においてご説明申し上げます。

以上、提出案件の概要説明とさせていただきますが、詳細については、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

**南正紀議長** 説明を終わります。

---

( 休 会 )

**南正紀議長** 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明2日から7日までの6日間は、休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南正紀議長** ご異議なしと認めます。

よって、明2日から7日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、3月8日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時36分 散会)

---

## 議 長 報 告

### 1 議長報告第1号

例月出納検査の結果について

(令和3年12月24日実施)

(令和4年1月24日実施)

### 2 議長報告第2号

入札結果調書について

(令和3年12月23日 5件)

(令和4年1月14日 10件)

(令和4年1月20日 3件)

(令和4年1月27日 7件)

(令和4年2月25日 2件)

### 3 議長報告第3号

財政援助団体等監査の結果について